

1 処分年月日	令和2年8月24日
2 処分を受けたマンション管理業者に関する事項	
(1) 商号又は名称	株式会社東京建物アメニティサポート
(2) 主たる事務所の所在	東京都中央区八重洲1-2-16
(3) 代表者氏名	代表取締役 栄田 聡
(4) 登録番号	国土交通大臣(4)030025号
3 処分内容 ○指示処分	
<p>(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。</p> <p>② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。</p> <p>③ 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。</p> <p>④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。</p> <p>(2) 前項各号について講じた措置（前項にかかる措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を令和2年9月24日までに文書をもって報告すること。また、令和3年2月24日までに当該措置の実施状況を報告すること。</p>	
4 処分理由	
<p>(1) 複数のマンション管理組合との管理受託契約において、被処分者の元従業員が、マンション管理組合の財産を不正に着服し、また、マンション管理組合の財産に損害を与えるおそれが大である行為を行った。 このことは法第81条第1号に該当する。</p>	

**【業務改善措置】**

有	無